明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○信用金庫法施行規則等の一部を改正する内閣府令（**内閣府**六）　一

〔**府令・省令**〕

○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**三）　九

○農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・農林水産**三）　三

〔**省　令**〕

○障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（**厚生労働**二七）　四

○障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（**同**二八）　六

○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（**同**二九）　三

〔**告　示**〕

○誘導式読み書き通信設備の型式を指定した件（**総務**六二）　三四

○特別搬送式デジタル伝送装置の型式を指定した件（**同**六四）　三五

○広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定した件（**同**六五）　三六

○超音波洗浄機の型式を指定した件（**同**六六）　三七

○超音波ウエルダーの型式を指定した件（**同**六七）　三八

○電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の型式を指定した件（**同**六八）　三九

○電子レンジの型式確認の届出があった件（**同**六九）　四〇

○電磁誘導加熱式調理器の型式確認の届出があった件（**同**七〇）　四一

〔**公　告**〕

諸事項　四二

裁判所　四二

破産、免責、再生関係

特殊法人等　四二

独立行政法人都市再生機構、日本放送協会入札、日本弁護士連合会裁決・倫理研修規則全部改正・「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則（規則第七十一号）中一部改正・弁護士業務妨害対策特別会計規則（規則第百三十七号）中一部改正関係　四三

地方公共団体　四五

職員の免職、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四六

会社その他　四六

会社決算公告　四七

府　令

○内閣府令第六号

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）及び関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、信用金庫法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年三月十三日

内閣総理大臣　野田　佳彦

信用金庫法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第一条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項第一号中「正当な理由による」を削る。

第三十一条第三項第一号中「正当な理由による」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

別紙様式第一号1．㈡の表記載上の注意4．を次のように改める。

4．当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この4．において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この4．において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この4．において同じ。）を行うこと。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記すること。

別紙様式第二号の表中「給付補てん備金」を「給付補塡備金」に改め、同様式の表記載上の注意1．㈢を次のように改める。

㈢　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3、第8条の3の2及び第8条の3の4から第8条の3の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

別紙様式第二号の表中

「	その他経常収益	を	「	貸倒引当金戻入益	」
	貸倒引当金戻入益			償却債権取立益	
	償却債権取立益				

に、「給付補てん備金繰入額」を「給付補塡備金繰入額」に、

「	負ののれん発生益	を	「	負ののれん発生益	」
				貸倒引当金戻入益	
				償却債権取立益	

に、「前期繰越金」を「繰越金（当期首残高）」に改め、同様式の表記載上の注意4．を次のように改める。